

守口市自転車駐車場  
指定管理者募集要項

令和 5 年 9 月

守口市

## 1. 守口市自転車駐車場の指定管理者の募集

市が所管する自転車駐車場は、平成18年4月1日から、指定管理者制度を導入しています。

このたび、令和6年3月31日をもって現行の指定管理期間が満了する自転車駐車場13箇所について、地方自治法第244条の2第3項及び「守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、次期指定管理者の候補者を募集するものです。

また、併せて、大日駅周辺における放置自転車対策等の一体的な管理業務を指定管理者により実施します。

## 2. 募集の概要

### (1) 対象施設

守口市自転車駐車場

### (2) 指定管理の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

ただし、市長が管理を継続することが適当でないと認めた時は、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しません。また、取り消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

### (3) 問合せ先

守口市都市整備部都市・交通計画課

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

電 話 06-6992-1679(直通)

F A X 06-6992-1303

E-mail Mori\_toshikei@city-moriguchi-osaka.jp

## 3. 管理運営対象施設

### (1) 設置目的

守口市自転車駐車条例第1条

「駅周辺における道路交通の円滑化を図り、自転車等(自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)及び原動機付自転車(同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の使用者の駐車 の利便に供するため、本市に自転車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。」

### (2) 対象施設の概要

大日駅地下自転車駐車場 他12箇所

詳細は、募集要項の「【別紙1】(施設概要)」を参照してください。

なお、守口駅自転車駐車場については、令和6年4月1日に旧中央コミュニティセンター跡地(所在:守口市京阪本通二丁目56番)への移設予定がありますので、指定管理業務は、原則として、移設後の施設で行うこととします。

4. 指定管理者が行う業務の範囲(詳細は別添、各「業務仕様書」を参照)

[指定管理業務]

(1) 自転車駐車場運営管理

[その他の業務]

(2) 大日駅前交通広場自転車駐車場管理

(3) 守口市放置自転車大日保管所管理

(4) 大日駅前交通広場及び大日駅前線管理

(5) 一般国道1号大日地下横断通路昇降設備日常管理

※上記(2)～(5)の業務については、指定管理に関する協定等とは、別途、業務委託契約を締結するものとします。

5. 施設運営経費

(1) 指定管理料等

指定管理業務に必要な経費から自主事業による収入等を差し引いた指定管理料及びその他の業務に係る委託料の総額(以下、「指定管理料等」という。)851,277,000 円を上限として提案してください。

なお、提案価格は、消費税及び地方消費税込みの金額で提案してください。

【指定管理料等の内訳(参考)】

年度	価格
令和6年度	165,313,000 円
令和7年度	166,982,000 円
令和8年度	169,921,000 円
令和9年度	173,111,000 円
令和10年度	175,950,000 円
総額	851,277,000 円

(2) 指定管理料等の支払い

指定管理者の請求に基づき、四半期毎に支払います。

指定管理料は、事業計画書における提示金額に基づき、年度毎に予算の範囲内で市と指定管理者との協議のうえ金額を決定し、年度協定に明記するものとします。

(3) 管理口座

経費及び収入は、指定された団体の本社経理等と分離し、指定管理者専用の口座を設けて管理して下さい。

(4) 市が支払う指定管理料を充てることができる経費

人件費、事務費、管理費(保守、委託、通信、光熱水費等を含む。)、機器導入費

但し、日常的な施設の修繕費及び補修費については、市が適当と認める額を支出しますので、応募に当たっては収支計画に計上しないでください。

※自主事業を実施する場合、市は、これにかかる経費を負担しません。応募者自ら財源を確保して実施して下さい。指定様式による収支計画の提案に当たっては、「守口市自転車駐車場運営管理業務仕様書」に提示する業務についてのみ経費を計上してください。

(5) 収入として見込まれるもの

- ① 市が支払う指定管理料
- ② 自主事業で得た利益

(6) 使用料

自転車駐車場の使用料については、市の歳入とします。

## 6. 募集の手順

### (1) 募集及び選定の日程

次の日程を予定していますが、都合により変更する場合がありますので注意してください。なお、変更する場合は、事前に案内します。

項目	期間
募集要項等配布期間	令和5年9月4日(月)～令和5年10月11日(水)
質問受付期間	令和5年9月13日(水)～令和5年9月20日(水)
質問回答日	令和5年9月27日(水)
応募申請受付期間	令和5年10月4日(水)～令和5年10月11日(水)
1次審査結果通知	令和5年10月中旬
2次審査(応募者からのプレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年10月25日(水)
候補者決定及び結果通知	令和5年10月下旬

### (2) 募集手続きの詳細

① 募集要項等の配布

期間:令和5年9月4日(月)～令和5年10月11日(水)

市ホームページからダウンロードしてください。

② 募集要項に関する質問

募集要項の内容等に関する質疑を次のとおり受付けます。

募集期間:令和5年9月13日(水)～令和5年9月20日(水)

午前9時から午後5時30分まで

受付方法:指定様式に質問の要旨を簡潔に記載し、Eメールで送信してください。なお、FAX、電話、口頭での質問は受付けません。

回答方法:原則として令和5年9月27日(水)までに、質問と回答を市ホームページで公開します。

③ 応募申請の受付

受付日時:令和5年10月4日(水)～令和5年10月11日(水)

午前9時から午後5時30分まで(時間厳守)

受付方法:持参により、申請書等の必要書類を提出してください。

受付場所:守口市都市整備部都市・交通計画課(守口市役所5階)

④ 審査

外部委員を含む選定委員会を設置して審査にあたります。詳細は「8.審査及び選定に関する事項」のとおりです。

⑤ 候補者の決定と審査結果の通知

審査結果は、指定管理者候補団体決定後、全応募団体へ郵送します。この通知はあくまでも候補者として通知するものであり、市議会の承認後正式に決定します。

⑥ 選定結果の公表

選定結果通知後に、下記項目等を市ホームページにおいて公表します。

【公表事項】

(1) 候補者名

(2) 全参加者の名称、定性的評価項目評価点、定量的評価項目評価点、総合評価点及び提示指定管理料等

(3) 委員の氏名等

7. 応募に関する事項

(1) 応募者

① 応募資格

ア) 法人及びその他の団体(以下「団体」という。)に限ります。個人での応募はできません。

イ) 平成25年度以降において、地方公共団体における自転車駐車場の指定管理業務の実績(指定管理者の指定期間が満了しているもの。本条件の期間には、履行完了日が当てはまればよく、契約締結日はこの限りでない。)が2件以上あることを条件とします。なお、複数の団体が共同して応募する(以下「共同応募」という。)場合は、代表の構成員が実績を有することとします。

ウ) 大阪府内に緊急時その他の事態に対応可能な職員が常駐する事務所を置いていることを条件とします。共同応募の場合は、1者以上の構成員が条件を満たしていることとします。

② 共同応募

共同応募することもできます。

この場合、代表団体を定め、その団体が応募して下さい。応募以降の諸手続は、代表団体を窓口として進めることとします。

③ 応募不適格団体

次のいずれかに該当する団体、又はその団体を構成員とする場合は応募できません。

ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体(一般競争入札に参加できない団体又は本市から入札参加停止の措置を受けている団体)

イ) 団体又はその従業員が、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)又は第198条(贈賄)

- の罪により逮捕をされ、書類送検をされ、又は起訴されたときから2年を経過しない団体
- ウ) 団体又はその従業員が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反すると  
して、公正取引委員会から告発をされ、逮捕をされ、又は書類送検をされたときから2年を経  
過していない団体
- エ) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措  
置を受けている団体又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる団体
- オ) 会社更生法又は民事再生法の適用申請をした団体(ただし、会社更生法における公正計  
画又は民事再生法における再生計画の認可を受けた団体を除く。)
- カ) 国税又は地方税を滞納している団体
- キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り  
消され、その取消の日から2年を経過しない団体
- ク) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体

## (2) 応募書類

申請時に以下の書類をファイリングし、10部(原本及びその複写9部)提出してください。指定様式以  
外の書類は、全て「A4版縦使い、横書き、左綴じ」とします。

### ① 指定管理者指定申請書(様式1-1-①)

共同応募の場合は、併せて共同応募構成団体名簿(様式1-1-②)を提出してください。

### ② 守口市自転車駐車場指定管理者指定申請に係る誓約書(様式1-1-③)

共同応募の場合は各共同応募者がそれぞれ提出してください。

### ③ 団体に関する書類

共同応募の場合は、各構成団体も以下の書類を提出して下さい。

ア) 申請日の属する事業年度の団体の事業計画書及び過去3ヵ年の事業報告書

イ) 法人の場合

- a. 法人の登記簿謄本及び印鑑証明
- b. 定款又は寄附行為
- c. 過去3ヵ年の納税証明書
  - ・国 税 納税証明書その3の3(法人税・消費税及び地方消費税)
  - ・地方税 法人市民税(支店等が応募の場合は支店等にかかる証明書)
- d. 過去3ヵ年の貸借対照表
- e. 過去3ヵ年の損益計算書(販売費及び一般管理費の明細つき)又は収支計算書
- f. 附属明細書又は財産目録
- g. 株式会社の場合は、過去3ヵ年の監査報告書(会計監査人がいる場合には、独立監査人の監  
査報告書)
- h. 会社概要(パンフレット可)
- i. 自転車駐車場に関する指定管理業務の履行実績を証する協定書及びその仕様書の写し

ウ) 法人以外の場合

- a. 役員名簿
- b. 団体の規約等、運営の原則を定めた書類

- c. 申請日の属する事業年度の収支予算書及び過去3ヵ年の収支決算書
- d. 代表者の過去3ヵ年の納税証明書
  - ・国 税 納税証明書その3の2(所得税・消費税及び地方消費税)
  - ・地方税 市民税
- e. 団体概要(パンフレット可)
- f. 自転車駐車場に関する指定管理業務の履行実績を証する協定書及びその仕様書の写し

④運営管理に関する計画(様式2-1-①～様式2-7)

- ア) 平等使用の確保等
  - a. 施設運営の理念
  - b. サービスの向上を図るための具体的内容
- イ) 施設の適切な維持管理
  - a. 維持管理計画等
  - b. 再委託計画
  - c. 従事者の身分・責任体制・労働条件等
  - d. 人材確保等
  - e. 危機・安全管理に関する考え方

⑤市の基本施策に対する取り組み(様式3-1)

- ア) 個人情報保護に関する考え方

⑥経営管理に関する計画(様式4-1～様式4-4-⑦)

- ア) 中長期的な経営方針
- イ) 収支計画の実現可能性
- ウ) 事業実績
- エ) 守口市自転車駐車場収支計画書

(3) 留意事項

① 重複応募の禁止

一つの団体が単独又は共同応募の構成員として、複数の応募をすることはできません。

② 複数提案の禁止

応募団体は、この公募について1提案に限り応募することができることとします。

③ 提案内容変更の禁止

一度提出された提案内容は、変更することはできません。

④ 誤り、虚偽の記載

応募書類に誤りがあった場合は、速やかに届出てください。提案内容に影響しない場合に限り、選定委員会開始時までは訂正を認めます。

申請書類に虚偽の記載があった場合は、発見時点で失格とします。

⑤ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却はしません。

⑥ 応募書類の開示

提出された応募書類について、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき取

り扱うこととします。

この場合において、指定管理者に指定された団体の応募書類は、個人情報などを除き、原則公開することとします。

⑦ 応募の辞退

応募申請後に辞退する場合は、理由を付した辞退届(様式任意)を提出してください。

⑧ 共同応募の構成員の変更

共同応募の場合、申請後は理由無く代表団体及び構成団体を変更することはできません。

⑨ 費用負担

応募に要する費用は応募者の負担とします。

⑩ 提案金額の取り扱い

「5. 施設運営経費(1)指定管理料等」に記載する提案上限額を超える提案をした場合は失格とします。

## 8. 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査の基本的な考え方

指定管理者の選定にあたっては、守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、応募内容を審査し、適格と認められる団体のうち、最も優秀と認められる計画を提案した者を候補者に、次順位の者を次点として決定します。

### (2) 1次審査

募集要項への適合について、事務局が審査し、結果及び2次審査日程について通知します。なお、不適合の場合は、1次審査で失格とします。

### (3) 2次審査

1次審査を通過した団体は、守口市附属機関条例及び守口市自転車駐車場指定管理者選定委員会規則により外部委員を主とする選定委員会にて、プレゼンテーションとヒアリングを行います。詳細は1次審査結果の通知とともにお知らせします。

### 【評価項目】

①及び②の評価項目の合計により総合評価(満点200点)します。ただし、事業運営が困難と判断される場合又は不相当と判断される事項があれば、不適格とすることもあります。

総合評価において同点となった場合は、選定委員会で協議のうえ決定することとします。

①定性的評価項目(配点 100 点)

評価方針【配点】	評価項目	配点	内 容
(1)平等使用の確保、サービスの向上及び施設の設置目的を最大限に発揮することが図られているか【30点】	①施設運営の理念	5点	・施設運営の基本方針が施設の設置目的に適合しているか。
		5点	・社会貢献活動、環境活動、法令遵守等の取り組みはあるか。
	②サービスの向上を図るための具体的な内容及び提案事項	10点	・使用者に提供できるサービスの種類、内容は適切か。 ・施設のあり方、提供を望むサービスについての使用者の意向把握策等は適切か。
		10点	・使用者の利便性向上に関する提案事項は適切か。 ・その他自主事業に関する提案事項はあるか。
(2)施設の適切な維持管理が図られているか【40点】	①施設の維持管理の内容	10点	・施設及び附属設備の維持管理計画と実施方法は合理的かつ効率的か。
		5点	・管理業務にあたっての再委託の方針は適切か
	②運営組織、人員配置、勤務体制	10点	・管理運営にあたる従事者の技能、人数、施設管理上の組織、運営体制は十分か。 ・従事者の採用、確保の方策は適切か。
		5点	・従事者の指導育成、研修体制等は十分か。
③緊急時等の対応	10点	・危機・安全管理に関する考え方は適切か。	
(3)事業計画に沿った施設管理を安定して行う能力を有するか【25点】	①収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	5点	・収入・支出の積算と事業計画の整合は取れているか。
		5点	・収支計画の実現可能性は十分か。
	②団体の実績・経営状況	10点	・団体の実績等による施設運営能力(現在運営している施設の実績、その他類似事業等の実績)は十分か。
		5点	・団体の経営状況は、健全か。 (共同体の場合、代表企業の評価を優先する。)
(4)その他管理に関して必要な事項【5点】	①市の施策に対する取り組み	5点	・施設が取得、保有する個人情報の保護策は適切か。
定性的評価項目配点合計		100点	

## ②定量的評価項目(配点 100 点)

指定期間を通じて、市が負担することとなる指定管理料等の額を評価します。評価方法は、最低提案額を満点(100点)とし、次順位以下は最低提案額に対する超過割合で減点します。

なお、提案された指定管理料等が著しく低く、仕様を満たす管理が不可能と考えられる場合は失格とする場合があります。

(計算式) 評価点 = 100点 - (提案額 - 最低提案額) ÷ 最低提案額 × 100

(計算例)

最低提案額	10,000,000円	⇒	100点
2位	11,000,000円	⇒	90点
3位	12,000,000円	⇒	80点

## (4) 指定管理者の指定

正式な指定管理者指定には、地方自治法の定めによって市議会の承認が必要です。選定委員会からの結果報告の後、直近の議会での承認を求め、その後正式に通知する予定です。

## 9. 指定管理者指定後の手順に関する事項

### (1) 協定の締結

#### ① 仮協定

候補者選定後、速やかに仮協定を締結します。仮協定の内容は、正式な協定締結にむけて協議を進めるための合意です。

#### ② 正式な協定

議会の承認後に指定管理者として指定するとともに、正式に協定を締結する予定です。協定は指定期間を通じての合意事項にかかる「基本協定」と、年度毎に締結する「年度協定」の2種類があります。

### 【基本協定の規定事項の概要】

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ア) 指定期間       | イ) 地位の譲渡等の禁止 |
| ウ) 法令に従っての業務  | エ) 管理物件      |
| オ) 施設の改修      | カ) 備品等の貸与    |
| キ) 備品等の購入     | ク) 開業準備      |
| ケ) 事業計画書      | コ) 自主事業      |
| サ) 賠償責任保険の加入  | シ) 管理口座      |
| ス) 指定管理料(全期間) | セ) 使用料       |
| ソ) 事業報告書の確認   | タ) 業務検査と改善指示 |
| チ) 事故等への対応    | ツ) 守秘義務      |
| テ) 個人情報保護     | ト) 情報公開      |
| ナ) 文書管理       | ニ) 業務の引継ぎ    |
| ヌ) 備品等の引継ぎ    | ネ) 指定の取消し    |

- ノ) 現状回復義務
- ハ) 損害賠償
- ヒ) 請求、通知等の様式その他
- フ) モニタリング
- ヘ) 疑義についての協議

#### 【年度協定の内容】

年度毎に異なる事項、例えば、個々の年度の指定管理料です。

#### (2) 指定管理者指定後の準備

正式に指定管理者として指定した後、令和6年4月1日に業務を開始できるよう、施設運営管理の準備をしていただきます。指定団体が、社内で進める準備の開始時期は、自らの判断に委ねますが、議会での承認前の準備行為については、不承認となった場合のリスク負担は団体が負うものとします。

- ① 準備は直接の施設運営以外に、市の所管課への報告など付属業務の習得も必要になります。
- ② 準備にかかる費用は団体の負担とします。
- ③ 現在の施設管理者との引継ぎについては、今後、時期、内容等について調整します。

#### 10. 管理運營業務開始後の留意事項

##### (1) モニタリングについて

指定管理者による施設の管理状況について随時に、又は定期的に、確認・評価し、必要に応じて改善・向上に向けた指導等を行うことにより、市民サービスの向上及び当該施設の管理運営の適正化を図るため、「守口市指定管理者制度におけるモニタリングの指針」に基づきモニタリングを実施します。

##### (2) 指定の取消

指定団体の業務が協定書及び仕様書に規定した内容を満たすことができない場合、また、指定団体の事情により事業の継続が困難になった場合等は、指定を取り消すことがあります。この場合、市に生じた損害は指定団体が賠償することとします。

##### (3) 業務停止

指定団体が市長の指示に従わないとき等、管理運営を継続させることが不相当と判断した場合は、業務の全部又は一部を停止させることがあります。

##### (4) 原状回復

指定期間が満了したとき(指定期間の満了後引き続き指定管理者として管理に当たる場合を除く。)又は指定を取り消されたときは、当該指定施設及びその設備を原状に回復していただきます。原状回復にかかる経費は指定団体の負担とします。

##### (5) 事務の引継ぎ

指定団体が管理運営を継続しなくなった場合は、次期施設管理者が円滑に業務開始できるように事務を引継ぐものとします。

##### (6) 目的外使用

市に許可なく施設を目的外に使用することはできません。

##### (7) 関係法規の遵守

施設運営にあたっては、地方自治法をはじめとする関係法令、本市条例、規則を遵守してください。

## 施設概要

## ① 大日駅地下自転車駐車場

所在地	守口市大日東町2番B-1号			
敷地面積	2,600.00㎡			
構造	屋内型			
収容台数	自転車	3,479台	定期	3,084台
			一時	395台

## ② 大日駅北第1自転車駐車場

所在地	守口市大日町2丁目10番地の1			
敷地面積	1,892.00㎡			
構造	屋外型			
収容台数	自転車	897台	定期	738台
			一時	159台
	原動機付自転車	41台	定期	31台
			一時	10台

## ③ 大日駅北第2自転車駐車場

所在地	守口市大日町2丁目25番地			
敷地面積	275.37㎡			
構造	屋外型			
収容台数	自転車	240台	定期	240台

## ④ 大日駅西自転車駐車場

所在地	守口市大日町1丁目6番地			
敷地面積	266.57㎡			
構造	屋外型			
収容台数	自転車	192台	定期	160台
			一時	32台
	原動機付自転車	17台	定期	12台
			一時	5台

⑤ 大日駅南自転車駐車場

所在地	守口市大日東町100番地の4			
敷地面積	273.13㎡			
構造	屋外型			
収容台数	原動機付自転車	117台	定期	77台
			一時	40台

⑥ 守口市駅西自転車駐車場

所在地	守口市寺内町2丁目94番地			
敷地面積	820.00㎡			
構造	屋内型			
収容台数	自転車	1,051台	定期	955台
			一時	96台

⑦ 守口市駅トークティ自転車駐車場

所在地	守口市河原町21番地の5			
敷地面積	246.00㎡			
構造	屋内型			
収容台数	自転車	223台	定期	211台
			一時	12台
	原動機付自転車	11台	定期	11台

⑧ 土居駅東自転車駐車場

所在地	守口市春日町116番地			
敷地面積	331.00㎡			
構造	屋外型			
収容台数	自転車	233台	定期	221台
			一時	12台
	原動機付自転車	10台	定期	5台
			一時	5台

⑨ 滝井・千林駅自転車駐車場

所在地	守口市紅屋町71番地			
敷地面積	266.57m <sup>2</sup>			
構造	屋外型			
収容台数	自転車	1,134台	定期	1,003台
			一時	131台
	原動機付自転車	16台	定期	12台
			一時	4台

⑩ 守口駅八島自転車駐車場

所在地	守口市竜田通1丁目32番の1			
敷地面積	230.31m <sup>2</sup>			
構造	屋内型			
収容台数	自転車	460台	定期	406台
			一時	54台
	原動機付自転車	6台	定期	6台

⑪ 守口駅竜田通自転車駐車場

所在地	守口市竜田通1丁目9番地			
敷地面積	300.82m <sup>2</sup>			
構造	屋外型			
収容台数	自転車	215台	定期	215台
	原動機付自転車	7台	定期	7台

⑫ 守口駅自転車駐車場

所在地	守口市京阪本通2丁目48番地			
敷地面積	464.06㎡			
構造	屋外型			
収容台数	自転車	447台	定期	352台
			一時	95台
	原動機付自転車	10台	定期	5台
			一時	5台

⑬ 太子橋今市駅自転車駐車場

所在地	守口市緑町6番地の1			
敷地面積	266.57㎡			
構造	屋内型			
収容台数	自転車	717台	定期	627台
			一時	90台
	原動機付自転車	21台	定期	16台
			一時	5台

※ ②、④～⑨、⑫、⑬の一時使用については、係留装置(コインポスト等)を設置しています。

注意：⑫守口駅自転車駐車場は令和6年4月1日に移設予定があります。については、一時利用の係留装置は、指定管理者により、原則として、移設後の施設に設置すること。